電子部品（印刷回路基板に用いるものに限る。）	コイルの巻線（巻線機を使用するものに限る。）	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数25回以下のもの	１個につき　２円60銭
	コイルのからげ	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下の導線を、端子２本にそれぞれ２回以上からげるもの	１個につき　１円90銭
	コンデンサーの外観検査	素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの	１個につき　８銭
ワイヤーハーネス	コネクター端子差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	自動車用で、電線の長さが２メートル以下のもの	１端子につき　37銭
		自動車用以外のもので、電線の長さが２メートル以下のもの	１端子につき　32銭
	チューブ通し（電線の被覆を保護するため電線を丸チューブに通し入れることをいう。）	自動車用で、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ１本につき　60銭
		自動車用以外のもので、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ１本につき　51銭
トランス	手作業によるコア詰め（E・Iコアを詰め込むものに限る。）	長さが35ミリメートル以上48ミリメートル以下で、かつ、厚みが0.5ミリメートルのコアを25枚以上35枚以下の枚数詰め込むもの	１個につき　12円67銭
トランス	コア詰め（手動による鉄芯自動挿入機を使用するもの）	コアの幅が16ミリメートルで、かつ、厚みが0.35ミリメートルのものを13枚以上20枚以下に積むもの	１個につき　10円47銭
		コアの幅が48ミリメートルで、かつ、厚みが0.5ミリメートルのものを35枚以上40枚以下に積むもの	１個につき　13円08銭
電気部品（印刷回路基板に用いるものに限る。）	足曲げ	２本足のもの	１個につき　63銭
印刷回路基板	差し	２端子の部品について行うもの	１個につき　92銭
	差し及び曲げ		１個につき　１円24銭

4　効力発生の日　令和７年６月１日

埼玉労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃（平成18年埼玉労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年４月10日　　埼玉労働局長　片淵　仁文

埼玉県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　埼玉県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
リード線	穴通し（リード線を各種小型トランスの端子板へ穴通しするもの）	線径0.5ミリメートルのもの	１本につき　１円32銭
	はんだ付け（リード線と各種小型機器の端子部とについて行うもの（併せて附属作業を行うものを含む））	線径0.5ミリメートルのもの	１点につき　３円28銭

4　効力発生の日　令和７年５月10日

公　告

諸　事　項